

(別添)

平成 24 年 7 月 31 日  
国 土 交 通 省  
住 宅 局 建 築 指 導 課  
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所

## 「建築物における天井脱落対策試案」

### 1. 経緯

建築基準法施行令第 39 条においては、「(略) 内装材 (略) は、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。」と規定されており、天井の脱落対策を講ずることを求めているが、詳細な基準は示されていない。

これまで、平成 13 年の芸予地震における体育館等の大空間建築物における天井落下、平成 15 年の十勝沖地震における空港ターミナルビル等の天井の崩落、平成 17 年の宮城県沖の地震におけるスポーツ施設の天井の崩落など、過去、数次の地震において天井の脱落の被害が報告されたことを踏まえ、これまで国土交通省では、振れ止めの設置、クリアランスの確保等について技術的助言を発出するなどにより、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策を進めてきた。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、体育館、音楽ホール等の多数の建築物において天井が脱落し、かつてない規模で甚大な被害が生じたところである。

これらの被害を踏まえ、国土交通省においては、平成 23 年度に建築基準整備促進事業による一般社団法人建築性能基準推進協会及び独立行政法人建築研究所が行った調査研究等に基づき、建築物における天井脱落対策試案をとりまとめた。このうち天井脱落対策に係る技術原案については、独立行政法人建築研究所の協力を得て検討を進め、国土技術政策総合研究所においてとりまとめたものである。

なお、本資料は対策試案であり、今後国民の皆様のご意見を踏まえて十分に検討を行った上で対策をとりまとめることとする。

### 2. 天井脱落対策の内容

#### (1) 建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化

天井脱落対策について、「3. 天井脱落対策に係る技術基準原案」をもとに基準を定め、建築基準法に基づき、建築物を建築する際には当該基準への適合を義務付けることとする。

なお、当該基準が適用されない建築物についても、天井の脱落対策を講じようとする場合は、設計に当たって当該基準を活用することが有効である。

## (2) 既存建築物への対応

既存の建築物に係る天井脱落対策については、以下の施策を講ずることとする。なお、既存の建築物について増築又は改築を行う場合には、原則として、(1)により基準への適合が義務付けられる。

### ① 特に早急に改善すべき建築物の対策

防災拠点や多数の者が利用する建築物で避難に時間を要するものなど、特に早急に改善すべき建築物については、特定行政庁において、天井の脱落対策の改修を行うことを行政指導する。

特に早急に改善すべき建築物としては、基準の適用対象となる天井を有するもので、以下のものとする。

- ア. 災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の施設  
その他の防災拠点施設
- イ. 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

### ② 定期報告制度等の活用による状況把握

建築基準法第12条第1項に基づく定期報告制度及び同条第2項に基づく定期点検制度について、対象となる天井を基準の適用対象となるものとするなどの見直しを行う。

建築基準法第12条第1項に基づく定期報告制度により、その対象となる建築物の所有者は、一級建築士等の資格者に天井の状況の調査をさせ、その結果を特定行政庁に報告することとなる。

建築基準法第12条第2項に基づく定期点検制度により、地方公共団体等は一級建築士等の資格者に天井の状況の点検をさせることとなる。さらに、地方公共団体等がその点検結果を特定行政庁に報告するよう求める。

### ③ 天井脱落対策のための改修への支援

既存建築物の天井脱落対策のための改修費用については、社会資本整備総合交付金の活用による支援を図る。

## 3. 天井脱落対策に係る技術基準原案

天井脱落対策に係る技術基準原案は、(別紙)のとおりとする。

なお、設計及び審査の実務者の技術的支援のため、別途、天井材として用いられる金具等の部材・接合金物等の許容耐力又はその試験方法、緊結等の仕様基準に適合する結合方法などの具体の設計仕様、計算ルートによる場合の具体の計算例又は留意点などについて技術的な情報を整理した資料を整備する。